



## 半田市の取組紹介

# 居住支援協議会の設立について



令和6年3月11日(月)  
くらし相談室～あんしん半田～  
(生活援護課くらし相談担当)  
主査/主任相談支援員 邑上祥二郎

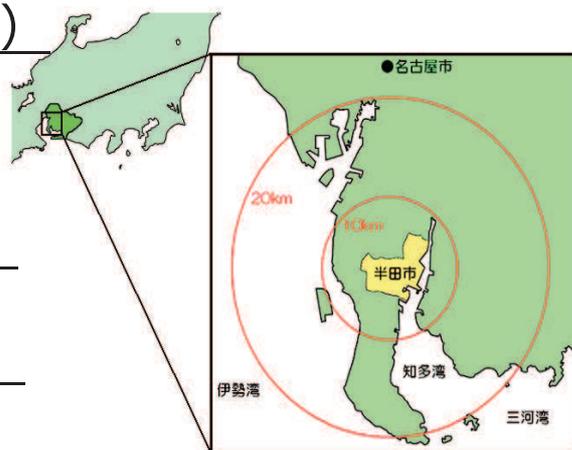
1

## はじめに



### 半田市の概況1(令和5年4月1日現在)

- **人口** : 117,484人 (52,796世帯)  
うち、外国籍4,547人 (3.9%)
- **面積** : 47.42km<sup>2</sup>
- **高齢化率** : 29,404人 (25.0%)  
(令和4年10月1日時点)
- **生活保護率** : 5.9% (= 0.59%)  
(559世帯 / 699人)
- **障がい者手帳交付数** : 5,922人 (5.0%)  
(身体 : 3,638人、精神 : 1,307人、療育 : 1,157人)
- **要介護認定者数** : 5,308人 (4.5%) ※要介護認定率は17.5%  
(令和4年10月1日時点)



※括弧内の数値は、人口に占める割合

2



# はじめに

## 半田市の概況2 (住宅・土地統計調査 (H30) より)

### ■ 住宅数

住宅総数	54,530
居住世帯あり	47,220
居住世帯なし	7,310

### ■ 住宅の所有関係

住宅総数 (居住あり)	持ち家	47,220	
	借家	公営の借家	1,080
		民営借家	12,420
		給与住宅	590
		借家	14,100

### 【主な傾向】

- ✓ 住宅総数は、平成5年からの25年間で約1.5倍に増加。空き家は、約1.7倍に増加。
- ✓ 1か月の家賃は、4～6万円の前後が最も多い。
- ✓ 約67%が持ち家。持ち家、借家ともに年間収入300万円未満の世帯が最も多く、持ち家世帯が26%であるのに対し、借家世帯は48%と高い割合に。

※四捨五入等しているため、総数と内訳が一致しない場合あり。



## 本日も説明すること

1. 居住支援協議会の担当課を決めるまで
2. 担当課を決めて協議会を立ち上げるまで
3. 今後の課題と方向性
4. みなさんへのメッセージ

国交省「居住支援協議会  
伴走支援プロジェクト（令  
和5年度）」を活用!!



# 1. 協議会の担当課を決めるまで

## 担当部署の押し付け合い①

5～6年前から、不定期に担当者レベルで居住支援協議会立ち上げについての議論はあったが、行政あるあるの一つ「どの部署が担当するか問題」が発生!!

### 第1ラウンド

住宅部門 VS 福祉部門

再犯防止（再犯者支援）と似た構図

防犯部門  
vs 福祉部門

#### 争点

- ✓ 事務分掌規則（機構＋分掌事務）を優先させる？
- ✓ 実際に（居住）支援をしている部門を優先させる？

5



# 1. 協議会の担当課を決めるまで

## 担当部署の押し付け合い②

### 第2ラウンド

地域福祉課 VS 高齢介護課 VS 生活援護課

#### 争点

- ✓ 主に居住支援を行っている（行っていく）課は？

#### 【地域福祉課】

福祉全体の企画・調整、重層的支援体制整備事業の担当課であり、事業委託先の半田市社協が居住支援を実施

#### 【高齢介護課】

対象として高齢者が多い（家賃債務保証、見守り、家財処理など）

#### 【生活援護課】

くらし相談室（生活困窮者自立支援事業）を通じて居住支援を実施



# 1. 協議会の担当課を決めるまで

## 担当部署の押し付け合い → バトルの結果

- 住宅部門は実際に支援を行っておらず、課題やニーズを把握しづらい（＝協議会の必要性を感じづらい）。
- コロナ以降、現場レベル（市＆社協）で居住支援ニーズが増加。所属する市生活援護課では、他課と違い、実際の相談支援の一環で居住支援を行っており、その課題を痛感。

### 結果

必ずしも強い前向きな気持ちがあったわけではないが!?  
必要に迫られて、生活援護課（福祉部門）が主導権を握って、協議会立ち上げを進める!!

7

# 2. 担当課を決めて協議会を立ち上げるまで



## 協議会のメンバーの検討・調整

協議会で何を議論していくかが重要だが、当座の課題としては、立ち上げメンバー（行政関係者以外）をどうするか？

### 検討案

不動産事業者、各種協会（宅建協会、不動産協会、賃貸住宅管理協会、賃貸住宅経営者協会）、居住支援法人、福祉支援団体、学識経験者、士業団体

8

## 2. 担当課を決めて協議会を立ち上げるまで



### 協議会のメンバーの検討・調整 → 結果

協議会メンバー	調整方法、決定のプロセス
愛知県宅建協会 事務局	愛知県住宅計画課による仲介
不動産事業者A (売買 & 賃貸)	愛知県宅建協会からの推薦
居住支援法人A (民間団体)	日頃の支援の過程で連携 (顔の見える関係づくりを構築済み)
居住支援法人B (市社協)	
弁護士	半田市ふくし“まるごと”会議 (重層的支援会議、支援会議など4つの機能を併せ持った会議) のメンバーとして居住支援に係る課題認識を共有済み
建設部 建築課	
福祉部 地域福祉課	
福祉部 高齢介護課	
福祉部 生活援護課	

活発な議論ができるよう、最小限のメンバーで構成!!

## 2. 担当課を決めて協議会を立ち上げるまで



### 居住支援の方向性と協議会の目的

#### 居住支援の方向性

- 住宅確保要配慮者に対して、入居支援 (住宅確保) と入居後の生活支援を一体的に提供する。
- 大家や管理会社等への啓発や連携により、住宅確保要配慮者が入居しやすい仕組みづくりを行う。

#### 協議会の目的

- 居住支援協議会を立ち上げ、住まいの確保に関する現状と課題を関係者で共有し、住宅確保要配慮者が入居しやすい仕組みづくり (できれば当該者と大家や管理会社等がWin-Winとなれるような仕組みづくり) の検討・実践していく。

## 2. 担当課を決めて協議会を立ち上げるまで



### 【参考】協議会の立ち上げに係るスケジュール

時期	実施内容
令和5年4月	国交省「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」へ応募→7月に採択
令和5年8月	伴走支援プロジェクトアドバイザーからの助言を踏まえ、居住支援の進め方やメンバーなどを検討
令和5年9月～10月	メンバーの調整・依頼、決定
令和5年11月	第1回居住支援協議会の開催
令和6年1月	伴走支援プロジェクトの一環で国交省課長から市幹部へ居住支援の必要性についてレクチャー
令和6年度以降	地域福祉計画改定（担当：地域福祉課）に向けて居住支援プロジェクトを立ち上げ、同プロジェクトと一体的に居住支援協議会を開催

11

## 2. 担当課を決めて協議会を立ち上げるまで



### 【参考】協議会の様子（令和5年11月）



12



### 3. 今後の課題と方向性

#### 今後の課題と方向性

- ✓ 居住支援協議会は、不動産事業者との仲間づくりの場でもある。協議会の開催や仕組みづくりの検討・調整、実際の支援等を通じて少しずつ協力不動産事業者を増やしていく。
- ✓ 半田市は、協議会の立ち上げ経緯やメンバー構成でもわかるように、居住支援（協議会）に関して、住宅部門に比べて福祉部門（市社協含む。）の方が思いが強い。不動産事業者の協力の輪を広げていく上では、より一層、住宅部門（建築課）の協力が必要不可欠。
- ✓ 居住支援協議会の開催（または開催の継続）がゴールではなく、同時進行で、実際の支援も重要。居住支援窓口を明確化して市民に周知していくも必要。

### 4. みなさんへのメッセージ



#### （1）“縦割り問題”への対応

##### ① 国等から提供される情報共有問題

- 福祉部門は、“居住支援”に関する情報は得られるが、“居住支援協議会”に関する情報は得難い。（＝生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の補助要綱を通して居住支援に係る情報は一定程度得られるが、協議会の情報はない。）
- 住宅部門経由（国交省→県→市）の情報提供の過程の中で、それぞれが縦割りであり、市の福祉部門に居住支援及び居住支援協議会に係る情報が回ってこない。

- ✓ 国、県の縦割り問題は、仕方がないと割り切る。
- ✓ 国等から住宅部門に提供された居住支援及び居住支援協議会に係る情報を役所内で福祉部門と共有する!!



## 4. みなさんへのメッセージ

### (1) “縦割り問題”への対応

#### ② 機構・組織上の問題（住宅部門 vs 福祉部門）

居住支援協議会の担当課を決める上で、住宅施策に係る機構・事務分掌上の課をとるか、実際に支援をする課をとるかは、その自治体の判断。一長一短。正解はない。



ただし・・・

- 最終的にどちらの課が担当になったとしても、以後、各々が協力するという確約は必要。
- できれば、課の組織目標&事務分担の中で、担当課は当然のこと、担当をしなかった課も「居住支援に関すること」を明記して、業務の一つとして関わっていくことが重要。



## 4. みなさんへのメッセージ

### (2) 住宅部門における情報の共有・連携

#### 住宅部門における居住支援ニーズ等の共有問題

住宅部門は実際の支援の現場をもっていないため居住支援ニーズを把握しづらい。また、福祉部門との連携のノウハウが不足している。



住宅部門担当者は、福祉部門で開催されている会議（生活困窮者支援調整会議、支援会議、重層的支援会議など）への参加を通じて、居住支援ニーズや課題、方針などを共有していく。

- 福祉部門→住宅施策担当、公営住宅担当を会議に召集する
- 住宅部門→福祉部門に会議への参加を打診する



## 4. みなさんへのメッセージ

### (3) 居住支援は予防福祉!? 先行投資!?

#### “忙しくて手が回らない、新しいことをしたくない”問題

国からどんどん仕事が下りてきて、新たな取組みに対して負担感を抱く自治体職員も多い（通常業務で手一杯、新たな取組みへの意欲喪失、人的バッファの喪失、突発的業務への対応困難）。



- 居住支援に関する課題は、今後、単身や低収入の高齢者などが増える中で、おそらく市場原理に任せていたら、全ては解決されていかないはず（→行政による介入・支援が必要）。
- 先行して体制や仕組みを整えていくことは、効率的であり、問題が大きくならずに済む可能性あり。居住支援の取組みは、福祉の予防であり、取組み自体が“先行投資”と言えるかも!?

## 5. さいごに



みなさんの組織の中で、いきなり居住支援協議会の立ち上げに関して検討することはハードルが高いかもしれません。

まずは、担当者レベルでいいので、住宅部門と福祉部門が“ざっくばらんに”話し合うところから始めてみてはいかがでしょうか？



# ご清聴ありがとうございました！